

岩手県農業農村整備事業関係 I C T 活用工事試行要領（令和4年10月27日付け農計第444号）一部改正 新旧対照表

(下線部は改正部分)

改正後 (R7.10.1~)						改正前					
岩手県農業農村整備事業関係 I C T 活用工事試行要領						岩手県農業農村整備事業関係 I C T 活用工事試行要領					
(趣旨)～(定義) 第1～2 【略】						(趣旨)～(定義) 第1～2 【略】					
(対象とする工事の選定) 第3 I C T活用工事は、次に示す工種を含む工事を対象とし、現場条件等の施工性や、地元の合意状況等を勘案し、発注者が選定するものとする。 なお、選定に当たっては、事前に農村建設課事業担当に相談するものとする。						(対象とする工事の選定) 第3 I C T活用工事は、次に示す工種を含む工事を対象とし、現場条件等の施工性や、地元の合意状況等を勘案し、発注者が選定するものとする。 なお、選定に当たっては、事前に農村建設課事業担当に相談するものとする。					
適用工種及び I C T 施工技術を活用する工事の施工規模											
	3次元起工測量	3次元設計データ作成	I C T建設機械による施工	3次元出来形管理等の施工管理	3次元データの納品		3次元起工測量	3次元設計データ作成	I C T建設機械による施工	3次元出来形管理等の施工管理	3次元データの納品
土工	○	○	○	1件の工事における扱い土量の合計が1,000m ³ 以上	○	○	○	○	○	○	○
ほ場整備工	○	○	○	1件の工事における施工面積が1.0ha以上	○	○	○	○	○	○	○
舗装工	○	○	○	1件の工事における施工面積が3,000m ² 以上	○	○	○	○	○	○	○
水路工	—	○	—	施工延長が100m以上	○	○	—	○	○	—	○
暗渠排水工	○	○	○	1ほ場ごとにおける施工延長が10a当たり100m以上、かつ対象とする施工延長が1.1km以上	○	○	○	○	○	○	○
ため池改修工	○	○	—	堤高15m未満の堤体	○	○	—	○	○	堤高15m未満の堤体	○
地盤改良工	○ <u>※1</u>	○	○ 制限なし	○ 制限なし	○	○	○	○ 制限なし	○ 制限なし	○	○
法面保護工	○ <u>※1</u>	○	—	○ 制限なし	○	○	—	—	○ 制限なし	○	○
付帯構造物工	—	○	—	○ 他工種の施工規模と同様(単独ではなく他工種の関連施工工種として実施すること)	○	—	○	—	○ 他工種の施工規模と同様(単独ではなく他工種の関連施工工種として実施すること)	○	○

<u>小規模土工</u>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> <u>(掘削、床掘、盛土)</u> <u>1箇所当たり施工量が1,000m³未満</u>	<input type="radio"/> <u>(※2)</u> <u>1箇所当たり施工量が1,000m³未満</u>	<input type="radio"/>
			<u>掘削（小規模）、床掘（小規模）</u> ・ <u>1箇所当たり施工量が100m³以下</u> ・ <u>平均施工幅1m未満</u>	<u>掘削（小規模）</u> ・ <u>バックホウを用いて実施する1箇所当たり施工量が100m³以下</u> ・ <u>バックホウを用いて実施する平均施工幅1m未満</u>	

※1 関連施工で作成した起工測量データ及び施工用データを活用できる。

※2 掘削、盛土、栗石基礎、碎石基礎、砂基礎、均しコンクリート、管体基礎工（砂基礎等）

2～3 【略】

（実施手続）～（工事費の積算）

第4～9 【略】

（補則）

第10 この要領に定めのない事項については、必要に応じてその都度定める。

附 則（令和4年10月27日付け農計第444号）

この要領は、令和4年11月1日から施行する。

附 則（令和6年9月6日付け農計第364号）

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和7年9月22日付け農計第340号）

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

I C T活用工事特記仕様書【発注者指定型】 【略】

I C T活用工事特記仕様書【受注者希望型】 【略】

I C T活用工事実施証明書 【略】

2～3 【略】

（実施手続）～（工事費の積算）

第4～9 【略】

（補則）

第10 この要領に定めのない事項については、必要に応じてその都度定める。

附 則（令和4年10月27日付け農計第444号）

この要領は、令和4年11月1日から施行する。

附 則（令和6年9月6日付け農計第364号）

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

I C T活用工事特記仕様書【発注者指定型】 【略】

I C T活用工事特記仕様書【受注者希望型】 【略】

I C T活用工事実施証明書 【略】